

乳児を家庭で育てる保護者を支援します！

伯耆町では、少子化対策と親子の愛着形成をはかるため、乳児を家庭で保育している保護者に対し、手当を支給して経済的支援を行っています。

対象者の要件

- ・町内に住所があり居住している方で、乳児を保育所や施設などに預けず、家庭で保育していること
- ・保護者の所得が児童手当法に定める額を超過していないこと
- ・生活保護法による保護を受けていないこと
- ・居住の理由が里帰り出産等一時的なものでないこと 等

手当の額

区分	期間	月額
育児休業給付金等受給者の方	9か月～1歳まで	育児休業給付金等の支給算定基準となった月額の6分の1に相当する額 (上限:72,500円、下限:33,000円)
	1歳超～1歳6か月まで	20,000円
育児休業給付金等受給者以外の方	3か月～1歳まで	33,000円
	1歳超～1歳6か月まで	20,000円

該当する乳児が2人以上の場合 2人目 5,000円、3人目以降 3,000円を加算します。

申請時期

支給対象となる月の1月前から該当月の月末までに手続きを行ってください。

(1日生まれの場合は前月末までに申請をしてください)

※申請が遅れた場合、受給できない月が生じます。



申請に必要なもの

- ①通帳等(振込先口座番号が分かるもの)
- ②育児休暇手当支給決定通知の写し※育休給付金を受けている方のみ

手当の支払方法

請求に基づき2か月分をまとめて支給します。請求書は事前に送付します。

その他

- ・受給中に、住所変更したなどの認定時の状況に変更があった場合は、届け出をしてください。
- ・本給付金は雑所得として課税対象となります。所得状況によって確定申告(又は住民税の申告)が必要となります。

申請窓口

伯耆町役場 福祉課 (電話 0859-68-5534)